

平成17年3月18日

農林水産省
経営局協同組織課共済第1係 御中

在日米国商工会議所
保険小委員会
東京都港区麻布台2-4-5メソニック森ビル10階

「農業協同組合法施行規程案」に対する意見

謹啓 時下ますます清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成17年3月7日付で公表された「農業協同組合法施行規程案」（概要）に関しまして、以下の通り意見を提出いたします。今後の検討におかれましてご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

「農業協同組合法施行規程案」（概要）に対する意見

在日米国商工会議所（ACCJ）は、契約者保護の充実やJA共済の事業の健全性を図るために農林水産省が今般とられた措置を評価いたします。また、平成17年3月7日付で農林水産省より発表された意見募集のご案内により、意見提出の機会をいただきましたことに対して感謝いたします。しかしながら、今回の意見募集においては農業協同組合法施行規程案の短い概要しか公表されておらず、これは利害関係者が意見を提出する有意義な機会を奪い、規制改正手続きの透明性を損なうこととなります。このため、ACCJは農業協同組合法、施行規則および施行規程に対して以下のような一般的な意見を表明させていただきとどめます。

ACCJは以下の内容を要請します。

1. JA共済と民間保険会社との間に平等な競争環境を確立する

今年1月に「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」について農林水産省宛てに提出したパブリックコメントにおいても言及したとおり、日本が国際通商上の義務を遵守し、金融庁の規制下にある保険サービス提供者がJA共済を含む他の保険サービス提供者よりも不利でない待遇を受けることを確実にする最善の方法は、全ての保険サービス提供者を金融庁監督下で保険業法の規制下に置くことである。ACCJは日本政府に対し、JA共済を含む全ての共済が1)金融庁規制下にある民間保険競合者と同じ水準の税金を支払うこと、2)破綻が起きた際に契約者を保護するため、セーフティーネットへ資金を拠出すること、3)完全に保険業法規制下に置かれている保険会社と同じ規制・監督を受けること、を要請し、平等な競争環境を確立することを要望する。

また、JA共済とその民間競合者の間に平等な競争環境が確立されるまでは、JA共済の業務拡大が認められないよう要請する。

2. 手続きの透明性を確保する

農林水産省は、今年1月に「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令案」について意見募集した時同様、今回の意見募集においても施行規程に対して重要な論点について幅広く意見を募集していながら、詳細な条文は掲載せずに改正案の簡単な概要のみを示している。しかし、これほど限られた情報だけでは施行規程案に対する的確な意見を述べることは不可能である。規制改正手続きにおける透明性を確保するため、条文案が確定される前に、利害関係者は意見を提出する有意義な機会を与えられなければならない。ACCJは農林水産省に対し、こうした機会を設けていただくよう要請する。

以上